

土地収用法（以下「法」という）第24条第1項の規定により、近畿地方整備局長から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、法第23条の規定により、縦覧期間内に限り、近畿地方整備局長に土地収用法施行規則第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条の規定により、京都府知事に意見書を提出することができます。

令和2年9月4日

京都市伏見区長 山本 ひとみ

- 1 起業者の名称 西日本旅客鉄道株式会社
- 2 事業の種類 JR奈良線複線化事業（京都府京都市伏見区桃山町伊庭地内から同町駿河地内まで）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 京都府京都市伏見区桃山町伊庭，新町及び駿河地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 縦覧場所
京都市伏見区鷹匠町39番地の2
伏見区役所地域力推進室（総務・防災担当）
- 5 縦覧期間
公告の日から令和2年9月18日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）
(伏見区役所地域力推進室)